

後期高齢者歯科健診・歯周病検診の実施医療機関追加について

8月1日から、後期高齢者歯科健診および歯周病検診の実施医療機関に以下の2か所が追加されました。

- ▶なかだわらデンタルクリニック
- ▶みはら歯科医院

※対象となる方には、受診券(クーポン券)付きの通知をすでに郵送しています。

※受診される場合は、歯科医療機関へ事前に予約をお願いします。

【後期高齢者歯科健診について】

問 国保年金課 本2階

TEL 0287-23-8928

【歯周病検診について】

問 健康政策課 本3階

TEL 0287-23-7601



税



まだ自動車税を納めていない方へ

当事務所では、自動車税滞納者への滞納処分(勤務先調査・給与や預貯金の差押えなど)を強化しています。

まだ自動車税を納めていない方は、大至急納付してください。

諸事情によりすぐに納付できない方は、必ず当事務所まで連絡のうえ、納税相談してください。

問 栃木県大田原県税事務所収税課

TEL 0287-23-4171



eLTAX サービス停止のお知らせ 期間中は市税の電子申告や電子納付ができません

全国的なシステム改修のため、次の期間中は、eLTAX や eL-QR を利用した市税の電子申告、電子納付などの手続きができません。

それぞれの期限にご注意の上、早目のお手続きをお願いします。

●サービス停止期間

9月19日(土) 0:00 ~ 24日(土) 8:30

●利用できない手続きの例

▶ eLTAX を利用した電子申告・電子納付(市県民税特別徴収や法人市民税など)

▶ eL-QR (二次元コード)を利用した電子納付(市県民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税)

【9月24日から次のように変わります】

▶ eLTAX が便利に

電子申告、電子納付などの手続きが24時間365日いつでもできます。※システムメンテナンス時間を除く。

▶ 地方税お支払サイトの名称変更

地方税以外の納付が一部開始されるため、9月24日から eL お支払サイトに名称が変更されます。



eLTAX
特設ページ

●注意事項

▶ 9月24日以降、お手元の納付書に記載されている二次元コードが使えなくなることはありません。

▶ 納期限の変更もありません。納期限内に納付してください。

【電子申告に関すること】

問 税務課 本2階

TEL 0287-23-8725

【電子納付に関すること】

問 収税課 本2階

TEL 0287-23-8639

くらし



不動産無料相談会を開催します

●日時 10月2日(金) 10:00 ~ 15:00 (12:00 ~ 13:00を除く)

※最終受付は14:30です。

●場所 トコトコ大田原3階 市民交流センター小会議室1

●相談内容 不動産(土地・建物)の価格、地代、家賃、借地権の価格など不動産に関すること

●申込方法 10月1日(木)までに電話で下記へ申し込み(当日受付可能) ※事前予約した方が優先になります。

問 公益社団法人栃木県不動産鑑定士協会

TEL 028-639-0556

秋の交通安全県民総ぐるみ運動

広く県民一人ひとりに交通安全意識の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、県民自身による道路交通環境の改善に向けた取り組みを推進することにより、交通事故防止の徹底を図ります。

●期間 9月21日(月)~30日(木)(10日間)

●運動の重点

①歩行者の安全確保と反射材用品の着用促進

②夕暮れ時の早めのライト点灯と飲酒運転や「ながらスマホ」の根絶

③自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールの理解・遵守の徹底とヘルメットの着用促進

問 危機管理課 本3階

TEL 0287-23-9301



遺言・相続手続、終活に係わること、許認可申請、土地利用、内容証明、法人設立など。
くらしと役所の手続について無料でお答えします。

行政書士による無料相談会を開催します。

日時：9月27日(日) 10:00 ~ 15:00

場所：大田原西地区公民館(大田原市浅香3丁目3578番地747)

要事前予約



■事前予約申込先
栃木県行政書士会那須支部 二瓶
電話 0287-73-5278
(平日10時から17時まで)

※財源確保のため、有料広告を掲載しています。

公有財産を売却します

不要になった公有財産を売却します。

●参加申込期間

9月9日(水) 13:00 ~ 29日(火) 14:00

●入札期間

10月13日(火) 13:00 ~ 21日(水) 13:00

※詳細は、市HPまたは KSI 官公庁オークションHPをご覧ください。

問総務課 本6階

TEL 0287-23-8795



市HP



KSI 官公庁
オークションHP

井戸水(地下水)を使用されている世帯の下水道使用料について

井戸水を本市で管理する下水道施設に排水する場合は、下水道使用料の負担(賦課)が発生します。

生活用水として井戸水を新たに使用する場合や世帯人数が変わった場合、また、井戸水を使わなくなった場合は、上下水道課に「使用水・世帯構成人員変更届」などの提出が必要になります。提出がないと下水道使用料の誤った賦課に繋がってしまいますので、ご不明なことがありましたら上下水道課までご相談ください。

●下水道使用料の計算(井戸水利用の場合)

下水道使用料は、排水される汚水の量により計算されます。汚水量が算出できれば「下水道使用料早見表」

により下水道使用料の金額が確認できます。井戸水分の汚水量の計算は次のとおりです。

※下水道使用料早見表は市

HPをご覧ください。



①井戸水のみを使用する場合の汚水量

世帯構成人員	汚水量(2か月分)
1人	14m ³
2人	28m ³
3人	42m ³
4人	52m ³
5人	62m ³
6人	72m ³
7人	82m ³

②市の上水道と井戸水を両方使用する場合の汚水量

〈水道分汚水量〉

水道使用量(2か月分) = 汚水量

〈井戸水分汚水量〉

世帯構成人員	汚水量(2か月分)
1人	7m ³
2人	14m ³
3人	21m ³
4人	26m ³
5人	31m ³
6人	36m ³
7人	41m ³

※①で求めた汚水量を 1/2 します。

問上下水道課 本5階

TEL 0287-23-8712

ご連絡と届出をお願いします。



令和7年度男女共同参画に関する年次報告書

市では、令和4年度から令和8年度までを計画期間とした、おおたわら男女共同参画プラン「第4次大田原市男女共同参画行動計画」に基づき、各種施策を実施しています。

令和7年度に取り組んだ男女共同参画推進事業の実施状況を取りまとめ、年次報告書を作成しました。

【おおたわら男女共同参画プラン施策の体系】

●基本目標Ⅰ それぞれの個性を認め合える社会づくり

①男女共同参画社会への理解促進

②男女共同参画をめざす幼児期からのジェンダー教育の推進

③人権の尊重(DV防止基本計画)

●基本目標Ⅱ だれもがあらゆる分野へ参画できる地域づくり

①政策・方針決定の場への女性参画の拡大

②働く場における男女共同参画の推進(女性活躍推進計画)

③地域社会への男女共同参画の促進

●基本目標Ⅲ だれもが心豊かに暮らせる環境づくり

①家庭生活とその他の活動の両立支援

②男女の生涯にわたる健康の確保

③支援が必要な人への支援

●閲覧方法 年次報告書の全容は市HP、政策推進課、各支所および各地区公民館などで閲覧できます。

問政策推進課 本6階

TEL 0287-23-8715



■プランが目指す目標値の進捗状況

	指標項目	現状 令和7年度	目標 令和8年度
基本目標Ⅰ	男女共同参画に関する広報紙「ばらんす」の発行	年2回	年2回
	家庭教育学級参加者数	年1,470人	年2,800人
	市広報紙を活用したDV防止の啓発	年4回	年4回
基本目標Ⅱ	審議会・委員会などにおける女性委員の割合	24.9%	35.0%
	女性農業委員の全体に占める割合	35.3%	30.0%
	女性が働きやすい環境づくりの取組をしている企業数	年1社	年5社
基本目標Ⅲ	認知症サポーターの数(計画期間の累計)	20,376人	16,400人
	乳がん検診受診率(40歳~69歳)(全方式の合計)	61.4%	60.0%
	ファミリーサポートセンター利用件数	年583件	年570件

DV相談+

「家庭内のことだから」と一人で抱え込んでいませんか。

身体的暴力だけでなく、暴言や行動の制限、電話やメールなどを監視する、長時間無視し続ける行為もDVです。

あなたが悪いわけではありません。少しでも「苦しい」と感じているなら、どうか相談してください。専門の相談員があなたの気持ちに寄り添い、秘密を守ってサポートします。

あなたの未来はあなた自身のものです。安心して暮らせる毎日へ、まずは、相談という一歩を踏み出してみませんか。

チャット(10の外国語に対応)やメールでも相談できます。

TEL 0120-279-889

問政策推進課 本6階

TEL 0287-23-8715

